

(仮称) 市民参画条例策定委員会 土曜日グループ論点整理

【論点1】

市民参画・協働によって、どういふまちを作りたいのか、市民参画条例を策定する意義を明らかにしよう

(主な意見)

- ・ 西宮のイメージをキーワード的に盛り込む
- ・ “ キャッチ”フレーズ ”が必要
- ・ いごちがよい、心地よいまち(なんとなく住みやすい)

(まとめ)

- ・ 典型的な都市型コミュニティ社会(全国でも稀なマンション乱立市)
- ・ 市民自身が住み続けたい“ キラリとひらかれた 『住民参画』のしくみづくり ”
- ・ “ 市民発、市民着 ”(市民から出て、市民へ戻る キーワードとして利用)

【論点2】

市民参画や協働の理念と基本原則など

(主な意見)

- ・ 理念はすっきりしたほうが良い

(まとめ)

- ・ 市の意思を作っていく過程における、準備段階・意思形成そのものの段階・意思決定時、又その後の事態についても常に協働の形が保たれること 基本原則
- ・ 西宮の特徴を生かした快適なまちをつくるために“ 市民の総意が結集する制度” 理念

【論点3】

市民の定義、範囲と関係者の責務

(主な意見)

- ・ 西宮市の生活する全ての人、何らかの恩恵を受ける人も含めるような表現必要
- ・ 市民の範囲を広くとれば、参画の仕組みの問題も出てくる

(まとめ)

- ・ 宗像市の2条・は非常に良くできているので採用

(宗像市)

第2条

(1) 市民等次に掲げるものをいう

ア．市内に住所を有する者

イ．市内の事業所又は事業所に勤務する者

ウ．市内の学校に在学する者

エ．市内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

オ．当該事案について利害関係を有する者

・ 市の責務について『静岡市市民参画推進条例素案』が非常に良くできているので採用

(1) 市は、市民が市政について考え、市政に参画できるよう、市政に関する情報を市民に対し積極的かつわかりやすい形で提供しなければなりません

(2) 市は、市政について市民が十分に理解できるよう、市民に対し適切かつ誠実に説明責任をはたさなければなりません

(3) 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するように努めなければなりません

(4) 市は、広い市民の意向を的確に把握し、市政に反映されるよう努めなければなりません

(5) 市は、市民参画の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めなければなりません

(6) 市は、市民参画に対する市民意識の醸成や市民活動の促進に努めなければなりません

・ 市民の責務について『和光市 第3条 』が非常に良くできているので採用

(和光市)

第3条

市民は、市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努めるものとします

2 市民は、市民参加に当たり、自らの意見と行動に責任を持たなければなりません

・ 議会について『和光市 5条』が非常に良くできているので採用

(和光市)

第5条

議会は、市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努めるものとします

【論点4】

市民参画の具体的手法について

(主な意見)

- ・ 市民参画の機会は保障されなければならない
- ・ 市民の範囲を広くとれば、参画の仕組みの問題も出てくる

(まとめ)

- ・ 市民参画の手法とは

パブリックコメント

審議会

政策案提案 (現在制度がないので新たに作る提案)

住民投票 (現在制度が無いので新たに作る提案)

ワークショップ (声を出したくても出せない人の声を吸い上げ)

ワークショップは、言い放し、聞きっぱなしでは市民参画にならない。必ず返答があるのでファシリテーターがうまく導入しなくてはならない

現在ある仕組み (まちかどトーク・ワーク・レク、「NPOと行政の協働会議 (公益活動市民団体との協働のための基本指針)」など

「市民の声」制度の活性化

その他、仕組みがないものについては、新たに作れるよという条文

個々の市民が、参加、不参加を任意に選ぶのに必要な意味ある情報が提供されていることが前提で、参加したいと思う人は誰でも参加する機会が実質的に保証されている

【論点5】

モニタリングのしくみについて

市の仕組みや体制

(主な意見)

- ・ 監視や評価のモニタリングは必要であるが、詳細は別の条例で定めるのがよい
- ・ 審議会等の組織が必要

(まとめ)

- ・ 市民が参画する上で、必要な課を集めることが出来る総合的な場の設置の努力
- ・ 市の体制や組織について『旭川市 第16条』が非常に良くできているので採用

(旭川市)

第6条

推進会議は、市長の諮問の応じ、次に掲げる事項について調査審議する

- (1) 市民参加の推進状況に対する総合評価
  - (2) 市民参加の方法の研究及び改善
  - (3) この条例の見直しに関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加に関する基本事項
- 2 推進会議は、市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事が出来る
- ・市民が参画する上で、必要な課を集める事が出来る総合的な場の設置の努力が必要

【説明責任について】

- ・年度始めに計画を公表して、年度終わりに結果の公表をする必要があるのではないのか。
- それがアカウンタビリティ（説明責任）みんなで結果を評価しあう仕組みが必要

【論点6】

参画協働のための基盤づくりや仕組みづくり

(主な意見)

- ・「市民と行政の話し合いの場」とか「市民同士がお互いに話しあう場」をつくる事が挙げられているが、具体的な提案ができるだろうか、あるいは、条例にどのように盛り込むことができるだろうか
- ・自治会などの地縁系組織とNPOや学生などが接点を持てるような仕組みが必要などではないか（場の提供） 担い手作りの場

(その他)

- ・市民参画の対象について  
まちづくりに関する計画は、全てとは言わないが、市民参画条例に基づいて、市民参画をしなければならぬような文言も必要ではないか
- ・市民参画の手法について  
市民参画を進めるうえで、ネットやブログと言ったデジタル的手法と対面での意見交換などのアナログ的手法を上手く活用して進める仕組みが必要
- ・市民参画だけでなく協働推進まで踏み込めるよというような条文作りがベスト